

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟（ふじさんエコトピア）

施設・備品等の使用について

1. 目的

循環啓発棟ふじさんエコトピアでは、施設内で開催される環境学習や環境啓発にかかるイベント、プログラムを行います。「環境に関心を持ち実践する市民の育成」を達成するため効果的かつ安全・安心なイベントおよびプログラムを行うために、本マニュアルに基本ルールを定めます。

2. イベント・プログラムの範囲

(1) ふじさんエコトピアで行なうイベントおよびプログラムの範囲は以下のとおりとします。

- ① 3Rに関する内容
- ② 環境にやさしい暮らしやエコな情報に関する内容
- ③ 施設内での展示等に関する内容
- ④ そのほか、ふじさんエコトピア運営に必要と判断される内容

※環境学習や環境啓発に関連性がない内容については原則利用できません。また、環境学習や環境啓発に関する内容であっても使用目的によっては各総室の利用料金として1時間当たり以下の金額の徴収を行います。

展示室：1,500円・修理再生室：350円・食材再生室：500円

3. イベント・プログラムの基本的ルール

(1) ふじさんエコトピアで行なうイベントおよびプログラムに関する基本的ルールは以下のとおりとします。

- ①だれでもわかりやすいイベント・プログラム内容にする。
- ②事実を正確に伝えるイベント・プログラム内容にする。
- ③必要に応じ関係者各所への確認を行う。富士市への確認事項が発生した場合には運営事業者にて確認を取る事とする。
- ④ふじさんエコトピアの備品がイベント及びプログラムの内容に対し不足している場合については循環啓発棟の運営事業者とプログラム実施者で協議を行う。
- ⑤ふじさんエコトピアの備品を破損した場合は基本的には実施者の責任において原状復帰とする。
- ⑥森林環境創造ゾーン及び屋外啓発ゾーンは、新環境クリーンセンター運営事業者の業務範囲となるため、プログラムの実施にあたっては、事前に新環境クリーンセンター運営事業者と新環境クリーンセンター循環啓発棟運営事業者との間で協議を行う。

(2) 活動の原則

ふじさんエコトピアにおける活動は、公共サービスの一部にかかるものであることから、プログラム実施者についても自覚と責任をもって活動を行なっていただきます。また、当活動を通じて知り得た情報等について外部に漏洩することはできません。

(3) 実施者への責任

運営事業者はプログラム実施者の活動を保証するため次の責任を担います。

- ①実施者全員に対して、対等、平等に接します。
- ②実施者一人一人の個性や自主性を尊重します。
- ③実施者の個人情報について、外部に漏洩しません。

4. 報酬

個人または市民団体と運営事業者が共催で行うイベント・プログラムに対する報酬は運営事業者が年間プログラムを計画及び開催するうえで必要であると認めた場合にかぎり協力者・協力団体へ謝礼金の支払いを行う。

5. 施設・備品等の使用許可並びに制限・変更について

- (1) 富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟については、富士市や運営事業者等の主催事業等に伴う使用予定の無い期日・時間帯で、且つ、施設・備品等の管理等に支障が無いことを前提に、その使用目的が施設の設置目的を逸脱していないと判断された場合に限り、施設・備品等の使用を許可します。
- (2) 富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟の利用を希望する個人または市民団体は富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用登録申請書を提出し事業区分により各種申請書の提出を行う。

(共催事業)

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟（ふじさんエコトピア）利用登録申請書

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟（ふじさんエコトピア）イベント・プログラム実施企画書

(貸館事業)

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟（ふじさんエコトピア）利用登録申請書

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用承認申請書 第1号様式（第2条関係）

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用料金減免申請書 第4号様式（第5条関係）

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用承認取消（変更）申請書 第5号様式（第8条関係）

- (3) 使用を許可した場合であっても、富士市や運営事業者等の急な事業や災害時は使用期日・時間等の変更や使用許可の取り消しをさせていただく場合もあります。

6. 貸館事業における施設・備品等の使用の申し込みについて

- (1) イベント・プログラム実施に係る諸室の予約については利用日前3か月に当たる日の属する月の初日から利用日までとする。
- (2) イベント・プログラム実施の取消（変更）については、7日前までとする。
- (3) イベント・プログラムに係る諸室の利用に取消（変更）があった場合については、利用承認取消（変更）申請書を記載し、ふじさんエコトピアに提出する。
- (4) 施設利用が認められた場合は循環啓発棟における利用承認申請書を、ふじさんエコトピアに提出する。
- (5) 利用料金の減免が認められた場合は循環啓発棟における利用料金減免申請書を、ふじさんエコトピアに提出する。
- (6) イベント・プログラムの実施のために備品を借用する場合、備品借用許可申請書の提出を行う。
- (7) 申し込みは、直接、メール、電話、FAXとし、ふじさんエコトピアにて、諸室の空き状況を確認し受理する。
- (8) イベント・プログラム実施に係る広報活動及び申し込みの受付等に関しては、イベント・プログラムを実施する個人および市民団体が責任をもって行う。

7. 施設・備品等の使用許可ができない場合について

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 施設及び付属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治的又は宗教活動に利用するおそれがあると認められたとき。
- (5) 管理又は運営上支障があると認められるとき。
- (6) その他その利用が不適当と認められるとき
- (7) 営利を目的とする事業、その他これに類する場合。

8. 営利等に関する取扱い

- (1) イベント・プログラム実施者が支払う講師謝礼の金額については、過大な謝礼を支払う場合は原則的には許可しません。
- (2) イベント・プログラム実施者が一般募集を行い、参加費等を徴収する講演会等などに使用する場合は、事前に、ふじさんエコトピアに許可を得て下さい。ただし、必要経費以外の収益を上げることが明確な場合は許可しません。
- (3) 諸室においてイベント・プログラム実施者が制作した作品等を、一般市民に展示即売を開催するために使用する場合は事前に、ふじさんエコトピアに許可を得て下さい。原則、必要経費以外の収益を上げることが明確な場合は許可しません。ただし、クラフト体験等に伴う参加者の作品製作材料代等の徴収はこの限りではありません。
- (4) 営利を目的とすると判断されるような作品の製作・販売・注文取り・展示・宣伝等に関する一切の行為は許可しません。
- (5) ポスター・チラシ等を配布する場合、内容について事前にふじさんエコトピアの許可を得て下さい。

9. 3 R 協働活動運営体制の設置

- (1) ふじさんエコトピアの円滑、効率的な運営を図るため、ふじさんエコトピア利用者意見交換会を設置する。
- (2) ふじさんエコトピア利用者意見交換会で次年度事業の検討や意見交換、活動内容による声掛けや使用にあたっての必要事項に関して協議をします。
- (3) 会議は、原則として奇数月第3週の水曜日 13：30からとします。
- (4) 会議は希望すればどなたでも参加できます。
- (5) ふじさんエコトピア利用者意見交換会で年間プログラム検討会を1月第3週の水曜日 13：30から行う。
- (6) ふじさんエコトピア利用者意見交換会に参加を希望しない個人や団体に対しても 運営責任者の責任の下、公平平等に扱います。

10. 開館日・開館時間・貸館時間について

- (1) 原則として富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟の開館日で、ふじさんエコトピア職員の勤務時間内です。ただし、富士市が特に認めた場合はこの限りではありません。
- ①開館日　　開館日は、「開館日カレンダー」どおりとする。
- ②開館時間　午前9時から午後5時
- ③貸館時間　午前9時から午後4時30分（入室・清掃・整理整頓・退室を含む）

11. 使用できる部屋・定員について

- (1) 定員は、ふじさんエコトピアが定めた人数とする。
- (2) 使用できる部屋や場所は、展示コーナー、展示室、修理再生室、食材再生室、ボランティア室、森林環境創造ゾーン、屋外啓発ゾーンとする。

12. 部屋の清掃及び利用報告について

- (1) 次に利用する方も気持ちよく使用できるよう、清掃及び整理整頓は、必ず行って下さい。
- (2) 持込により出たゴミは、各自お持ち帰り下さい。
- (3) 使用した設備や備品等は清掃して必ず元の位置に戻して下さい。
- (4) 使用後は、ふじさんエコトピア事務室に参加者人数を報告して下さい。

13. 部屋での飲食等について

- (1) 会議中の水分補給は認めます。
- (2) やむを得ず、準備のため早く来る場合や長時間にわたる使用時には食事を認めます。
- (3) 食材再生室においては、イベント・プログラム実施で調理したものに限り飲食は認めます。
- (4) 行事等の反省会等と称する会合時の会食は認めません。
- (5) 飲酒は認めません。
- (6) 施設内の喫煙は禁止です。

14. 展示室の利用について

- (1) 上記2-(1)に該当する場合のみ可。
- (2) 別紙（展示室の使用上の注意参照）

15. 展示コーナーの利用について

- (1) 上記2-(1)に該当する場合のみ可。
- (2) 別紙（展示コーナーの使用上の注意参照）

16. 修理再生室の利用について

- (1) 上記2-(1)に該当する場合のみ可。

17. 食材再生室の利用について

- (1) 上記2-(1)に該当する場合のみ可。
- (2) 別紙（食材再生室使用上の注意参照）

18. 森林環境創造ゾーン・屋外啓発ゾーンの利用について

- (1) 上記2-(1)に該当する場合のみ可。
- (2) 別紙（屋外ゾーン使用上の注意参照）

19. 警報時の対応

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。気象庁は以下の7種類の警報を発表しています。

- ・大雨警報は、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
- ・洪水警報は、大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
- ・大雪警報は、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
- ・暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
- ・暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
- ・波浪警報は、高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
- ・高潮警報は、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

①上記の内、波浪警報と高潮警報を除く警報、市内居住地域に東海地震等に係る注意情報や噴火警報等（以下、「警報等」という）が発令された場合、近々に警報等の発令が予測されている場合、または何らかの重大な危険等の発生が差し迫っていると判断された場合は原則的には施設の貸出しありません。

②警報が発令されていない場合においても、土砂災害警戒情報等が発表され、危険が差し迫っている場合にも、施設の貸出しを中止することがあります。

※ただし警報等が発令中でも、明らかに気象状況等が回復し、また近辺での重大な災害の発生する危険性が認められない場合に限り、状況を個別且つ総合的に判断し、一定の条件・制限を付して例外的に施設の貸出しを認めるケースもありますので、その都度ふじさんエコトピアへお問合せ下さい。

なお、例外的に施設の利用を認めた場合でも、来館途上やふじさんエコトピアから伝えられた条件・制限を逸脱した施設利用等に伴うトラブル・事故等の責任は負いかねますので御注意下さい。

20. 緊急時の対応

(1) 緊急事態が発生した場合は、速やかに富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟に連絡

(0545-30-6167) し指示に従って下さい。

①火災の場合

初期消火が可能である場合は、備付の消火器にて消化をしてください。ただし、火勢が強く初期消火できなかった場合や、ガス漏れ・ガス爆発等の危険がある場合は、速やかに避難して下さい。

②けが人が出た場合

ケガをされた方がいたら救助すると共に消防署（119）に連絡して下さい。

③大規模地震の場合

先ず各自で身の安全を図って下さい。

揺れが落ち着いたら避難してください。

ケガをされた方がいたら救助すると共に消防署（119）に連絡して下さい。

電話がつながらない場合は、富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟職員もしくは地区班富士市職員等が到着するまで、イベント・プログラムの実施者の判断で安全確保と救護に専念して下さい。

地震の規模や災害の発生状況によりますが、各自正確な情報収集に努め、適切に行動して下さい。

④不審者や暴漢等が侵入した場合

先ず身の安全を図って下さい。

可能であれば富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟職員、並びに警察署（110）へ連絡してください。

21. 協議

ここに記載されている以外のことでの必要な事項は、運営事業者とイベント・プログラム実施者が協議をして定めます。

22. ルールの改正

必要に応じて、ルールの改正を行います。改正にあたっては、あらかじめ富士市に改正事項および理由を伝え承諾を得ます。

改正後に、実施者には、改正事項を伝え承諾を得ます。

23. 事務局

事務局は、富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟の運営事業者内に設置します。

初版（2021年3月11日）

このルールは、2021年3月11日から施行する。